

様式第3号（第8条関係）

会 議 録

会 議 名	令和 7 年度第 1 回東松山市水道審議会					
開 催 日 時	令和 7 年 7 月 4 日（金）			開 会	1 3 時 3 0 分	
				閉 会	1 4 時 4 0 分	
開 催 場 所	市役所本庁舎 3 階 全員協議会室					
会 議 次 第	1 開 会 2 あいさつ 3 会長及び副会長の選任について 4 議 題 諮問事項 水道料金の改定について 5 そ の 他 6 閉 会					
公開・非公開の別	公 開		傍聴者	2 人		
非公開の理由 （非公開の場合）	—					
委員出席状況	第 1 号委員	荻野 紘	出	第 2 号委員	矢萩 義則	欠
	〃	風間 千草	出	〃	西川 敏行	出
	〃	大野 俊	出	〃	小林 竜也	出
	〃	松明 淳	出	〃	内田 健司	出
	第 2 号委員	根岸 富夫	出			
市出席者 （事務局）	東松山市長 森田 光一			上下水道経営課主任 武井 健人		
	建設部長 岩田 巧			上下水道経営課主任 松崎 佑貴		
	建設部次長 町田 和行			水道施設課長 島田 健司		
	上下水道経営課長 橋本 哲浩			水道施設課副課長 大澤 克弘		
	上下水道経営課副課長 上野 和久			水道施設課副主幹 打田 剛		
	上下水道経営課主査 宮川 敦史			水道施設課唐子浄水場長 持田 敏行		

1 開会	橋本課長 (事務局開会宣言)
2 あいさつ	森田市長 ・ 森田市長あいさつ (あいさつ後、退席) 橋本課長 ・ 審議会委員の紹介 ・ 出席職員を紹介 ・ 審議会成立の報告 ・ 仮議長に岩田部長を選出 岩田部長 ・ 会議の公開及び傍聴人の有無について確認 ・ 傍聴人入室 ・ 会長選出 (松明委員を会長に選出) ・ 松明会長 あいさつ
3 会長及び副 会長の選任に ついて	松明会長 ・ 副会長に内田委員を指名 ・ 議事録署名委員に荻野委員及び根岸委員を指名
4 議題 諮問事項 水道料金の改 定について	事務局 ・ 水道料金の改定について説明 【質疑応答】 委員 資料 P24 の県内団体の水道料金の一覧を見ると、比較的比 企地区の市町の料金が低い傾向が見られるが理由は。県水の使

	用量等によるものか。 事務局 比企地区内でも滑川町・吉見町は自己水源が無く県水のみ、他団体は自己水と県水で運営をしている。推測ではあるが、料金改定は近隣の団体の状況を確認して行うことが多いため、当市が改定していないこともあり比較的料金が低い地域となっている可能性がある。料金設定について一律の基準は無いため、それぞれの施設の状況に応じて料金設定がされている。 委員 料金水準が低いため国庫補助金の要件を満たしていないと説明があったが、具体的な金額は。 事務局 管路老朽化更新事業の基準は 13mm で 1 か月あたり 10 m³ 使用した場合の料金で 1,225 円であり、当市は現状 825 円である。 水道管路耐震化等推進事業緊急改善事業等の基準は 1,615 円であり、料金を上げなければ補助金を活用できないため、自己資金で対応せざるを得ない。災害等の対応については補助金を活用することが可能な場合もある。 委員 P16 の説明通りトータル 52%改定するとどうなるか。 事務局 825 円を 52%改定した場合、1 か月あたり 1,254 円となる。現状では県内で中位の金額になり、補助金基準には届いているが、他市町村も料金改定をする影響もあり、新たな補助金の基準には届かない可能性がある。よって 5 年間を目安に料金改定
--	--

	をした後に、状況に応じて再度改定を行う必要があると思われる。 委員 資料では３段階の値上げとなっているが、一度で５２％分改定すれば現行の基準は超えるということか。 事務局 現行の基準は超える。ただし、全国の平均料金が基準になるため、他団体で料金改定があれば基準は変更になる。 委員 全国の団体で料金改定は行われるため、間違いなく採択基準も上がる。データを見ると明らかだが、県内で下から３番目の金額となると事業運営面から将来がとても心配である。 料金改定が必要なことははっきりとわかった。料金改定には相当量の事務が必要であり、激変緩和のため段階的に改定をするとなると負担も増すためその点も心配である。現在の水道事業の職員数は。 事務局 令和６年度末で２４人である。 委員 人数的には厳しい状況だと思われる。 料金改定に関して、３３年間もの長期間改定されてこなかった理由はあるか。 事務局 資料 P11 のとおり、平成初期に管路の更新を抑えたことにより、資金の減少に歯止めがかかったため、料金改定が検討さ
--	---

	れなかった。平成 31 年に策定した経営戦略では、令和 12 年度から料金改定の必要があるとしていたが、物価高騰、令和元年東日本台風による施設の被災、県水の値上げ等要因が重なったため、前倒しで改定が必要な状況となった。 委員 値上げをすると必ず使用水量は減少する。経営戦略における試算は値上げによる使用水量減を加味したものか。 事務局 改定後どの程度使用水量が減少するかは、近年料金改定をしておらず把握できていないため加味していない。 委員 同規模の団体でどの程度影響があったか、日本水道協会などにデータがあると思われる。確認してみてもどうか。 事務局 了承した。 委員 今後の給水量の試算について、人口の減少だけでなく、世帯数や世帯の構成については加味しているか。 事務局 世帯数という観点では試算をしていない。市の人口ビジョンから試算をしている。人口についても現状僅かに増加しているが、使用水量については減少している。使用水量への影響は節水機器の普及によるものや、大口事業者の撤退によるものが大きい。
--	---

	委員 資料 P23 の鳩山町と坂戸・鶴ヶ島水道事業団が空欄となっているが状況は。 事務局 現時点で審議会の開催など料金改定の動きが無い。 委員 県水が 21 % 上がるということは、受水している団体には影響が必ずある。県水の改定率に関して、現状の燃料費等の高騰を考えれば相当な改定率だとは個人的には思わない。 県水は一度で 21 % の改定となるのか。 事務局 令和 8 ～ 10 年度の 3 年間について、21 % 値上げとなった。令和 11 年度以降に再度改定される可能性がある。 委員 資料 P16 のとおり令和 10 年度から 3 段階で改定するとなると、市民はまた上がるのかと感じると思われる。どのように市民に対して説明するのか。 事務局 P16 については経営戦略策定時のシミュレーション数値であり、案として捉えていただきたい。改定率や改定のタイミング、段階を踏んで改定するか一度で改定するのか審議会にて審議いただきたい。 市民への説明については、現時点では水道・下水道の老朽化状況を広報紙に掲載している。具体的に改定について決定したタイミングで広報紙・市 HP・通知文書等で説明を行う。
--	--

	委員 下水道使用料も改定されるが周知はしているか。 事務局 下水道使用料の改定については6月議会で承認され、今後広報紙や個別通知等で周知する予定である。それも踏まえて審議会で検討したい。 委員 改定率について審議会としてはどのように改定率を決定するのか。 事務局 改定率については、国や日本水道協会から示される算定方法で算出した改定率を事務局案として提示する。必要となる経費を積み上げて算出する改定率を大幅に下げることが難しいが、段階的な改定にするかなどを審議し決定いただきたい。 委員 改定するにあたり、基本料金分も超過分も比例して改定するのか、それとも比重をつけて改定するのか。 また、口径によって改定率を変更するようなことがあるのか。考えを教えてもらいたい。 事務局 すべて均等に一律増加させるパターン、日本水道協会が示している算定要領に則って比重をつけたパターン、その間をとったようなパターンの3つの案を提示したい。また、具体的にメーター口径と使用量を想定した金額の変化を例示するので、どの改定パターンとするか審議いただきたい。
--	---

6 その他	・ 審議終了 【事務局より連絡】 上野副課長 ・ 次回審議会の日程等について
7 閉会	橋本課長 (事務局開会宣言)
上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。 令和7年7月16日 署名委員 荻野 紘 令和7年7月16日 署名委員 根岸 富夫	